

新型コロナの影響で、給与所得者もフリーランスも大きな被害を受けた。給与所得者は、失業すれば失業保険が、休業になれば休業補償が支払われる。しかしフリーランスには何の保障もない。

そこで、今回のコロナ問題で収入が大幅に減った中小企業やフリーランスを含む個人事業者を対象に、それぞれ最大200万円、100万円を支給する持続化給付金の支給が始まった。個人事業者がこの制度の適用を受ける要件は、「事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること」となっており、確定申告書の控えなどでチェックされる。中小企業庁の申請要領では「事業所得」として申告したものの以外は対象外となっていた。

申告内容が「雑所得」や「給与所得」となっているフリーランス、ミュージシャン、スポーツインストラクターなどは対象外となるのだが、抗議の結果、「雑所得や給与所得で申告している場合にも、業務の委託元が発行した書類などで売上を確認できれば給付できるようにする」こととなったようだ。

これは給付金の話で、直接税制に関係する問題ではないが、税務申告の現場における所得区分の混乱が垣間見える。

筆者は、本欄第149回「ギグ・エコノミーと税制」の中で、一定の所得以下のフリーランスやクラウドワーカーなどの雇用的自営業者について、給与所得者と同様の税負担になる税制の構築を提言した。その趣旨は以下のとおりである。

判例では、給与所得は「空間的・時間的拘束の下における従属的・非独立的な労務提供の対価」、事業所得は「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位が客観的に認められる業務から生ずる所得」とされて

いるが、給与所得者もフレックスタイム、ホームワークなどで自由度が高くなり、一方フリーランスの労働実態は、従属的・非独立的な場合が多い。両者の実態が似通う中で税負担や申告の手間が異なることは問題がある。

政府税制調査会も、「給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れてきていることに加え、今後、ICT化の進展等により働き方の多様化が進展すると見込まれることを踏まえれば、こうした所得分類による税制上の取扱いの差を解消

することが一層重要になるものと考えられる」としている(2016年11月14日答申)。

検討を進める上で留意すべきことは以下の点である。

第1は、フリーランスなど雇用的自営と呼ばれる者の定義である。租税特別措置法27条は家内労働者等の必要経費の最低保証を給与所得控除と合わせる「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を規定している。家内労働者等とは、「家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金

人、電力量計の検針人のほか、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人」とされ、ヤクルトの訪問販売員やヤマハ音楽教室のピアノの先生などが含まれる。これを、主として労務の提供で所得を得る雇用的自営業者に拡大してはどうか。

第2に、同じ負担をするためには、彼らにも給与所得控除を与えることになるが、現行の給与所得控除の水準はいまだ経費の概算控除としては高いので、改めて見直していく必要がある。

最後に、将来的には、彼らに所得を支払う者(例えばウーバーイーツ)に源泉徴収義務を課すことも考えていく必要がある。そうなれば、彼らの社会保障の分野でのセーフティーネット(雇用保険など)の構築にもつながり、ポストコロナの別の世界が見えてくる。

連載

第160回

フリーランスは事業所得か

税制之理

ことわり

森信茂樹
東京財団政策研究所研究主幹